

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-③)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等				担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	自治行政局総務室長 吉永 浩	
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。						分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、もって地方分権型社会の確立を目指す。						政策評価実施予定時期	平成28年8月	
施策目標	測定指標	基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)					
				26年度	27年度				
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	1 地方自治制度の見直し	第30次地方制度調査会の答申等を踏まえ、総合区制度の創設や指定都市都道府県連絡調整会議の創設など、指定都市制度の見直しや、中核市と特例市制度の統合、連携協約及び事務の代替執行に関する制度の創設などを内容として地方自治法改正案を国会に提出した。	25年度	改正地方自治法により新設された制度等につき、地方公共団体への情報提供など普及に努める。 第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要な見直しを検討する。	27年度	改正地方自治法により新設された制度等につき、地方公共団体への情報提供など普及に努める。 第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要な見直しを検討する。	—	—	個性を活かし自立した地方をつくるため、人口減少社会に的確に対応する地方行政体制のあり方や、住民に信頼される行政のあり方等に関し、地方自治制度の見直しの検討が必要と考え、指標として設定。
	2	・地方公共団体における事務の共同処理の活用状況 ・地方公共団体への情報提供等の状況	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供	25年度	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供	27年度	取組状況を把握し必要な情報を提供		
地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと	3 地方公共団体における行政改革の取組状況	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供	25年度	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供	27年度	取組状況を把握し、必要な情報を提供		各地方公共団体においては、これまでの改革の成果を維持しつつ、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、引き続き自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えられるため、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを指標として設定。  【参考(平成25年度実績)】 ・地方公共団体における行政改革の取組状況に関する調査(平成26年3月25日公表) ・地方公共団体における行政評価の取組状況に関する調査(平成26年3月25日公表)	

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること	4	地方公務員数の推移	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供	25年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供	27年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供	—	—	地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。 地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要。 国としては、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定。 目標（値）については、地方公共団体が主体であるため、総務省が行う取組について記載。
	5	ラスパイレス指数の状況 ※ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供	25年度	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供	27年度	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供	—	—	【参考（平成23～25年度実績）】 ○地方公務員数の推移（各年度4月1日現在） 地方公共団体の総職員数 （平成25年度）275万2,484人（対前年比▲1万6,429人） （平成24年度）276万8,913人（対前年比▲2万0,076人） （平成23年度）278万8,989人（対前年比▲2万4,886人） ○ラスパイレス指数の状況（各年度4月1日現在） 地方公共団体（全団体）のラスパイレス指数 （平成25年度）106.9（参考値（注1）98.8） （平成24年度）107.0（参考値（注1）98.9） （平成23年度）98.9 ○給与制度・運用の適正化 適正化の取組例（各年度4月1日現在） ・給与の「わたり」（注2）の制度がある団体が減少 （平成25年度）69団体（全団体の3.9%） （平成24年度）85団体（全団体の4.8%） （平成23年度）104団体（全団体の5.8%） ・自宅に係る住居手当のある団体が減少 （平成25年度）454団体（全団体の25.4%） （平成24年度）635団体（全団体の35.5%） （平成23年度）696団体（全団体の38.8%） ○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施
	6	給与制度・運用の適正化状況	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供	25年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供	27年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供	—	—	（注1）「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特別法による措置が無いとした場合の値をいう。 （注2）地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。
	7	人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供	25年度	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供	27年度	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供	—	—	（注1）「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特別法による措置が無いとした場合の値をいう。 （注2）地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。
	8	給与情報等公表システムによる公表状況	実施率98.7% （1,765/1,789団体） 平成25年4月30日現在	25年度	実施率100%	27年度	実施率100%	—	—	（注1）「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特別法による措置が無いとした場合の値をいう。 （注2）地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。
	9	地方公共団体の人事制度改革の状況（任期付採用の実施団体）	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供	25年度	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供	27年度	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供	—	—	各地方公共団体において職員任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地方分権の進展に対応した地方公務員制度の確立につながると考えられることから、指標として設定。 【参考】 （平成25年度実績）387団体（平成25年4月1日現在） （平成24年度実績）318団体（平成24年4月1日現在） （平成23年度実績）275団体（平成23年4月1日現在）
	10	人事評価制度の実施状況	各地方公共団体において、人事評価制度の導入により能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られるよう必要な情報を提供	25年度	各地方公共団体において、法改正を受けて、円滑な人事評価制度の導入が図られるよう必要な情報を提供	27年度	各地方公共団体において、法改正を受けて、円滑な人事評価制度の導入が図られるよう必要な情報を提供	—	—	従来は助言で進めてきたが、法律上、人事評価制度が導入されることに伴い新たに指標として設定するもの（施行は公布後2年以内で政令の定める日）。各地方公共団体において人事評価制度を導入することで、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られ、真に能力本位の人事管理が行われ、一層の公務能率の向上が図られることが期待されることから、指標として設定。 【参考】国の人事評価制度と同様の取組（能力評価及び業績評価（目標管理））を行っている団体数 都道府県 37/47団体（実施率：78.7%） 指定都市 19/20団体（実施率：95.0%） 市区町村 563/1,722団体（実施率：32.7%） 合計 619/1,789団体（実施率：34.6%）

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※2			関連する 指標 ※3	達成手段の概要等 ※4	平成26年行政事業 レビュー事業番号	
		24年度	25年度	26年度				
(1)	地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権振興経費、市町村合併円滑化経費等除く。)	135百万円 (67百万円)	111百万円	98百万円	1~10	①地方制度・地方行政体制の整備等の推進、②市町村振興等について調査・研究、③住民基本台帳制度等の円滑な運用のため、必要な助言や情報提供、④地方行革の推進に必要な助言や情報提供等、⑤地方公務員の人事管理等の調査、助言及び情報提供を行う。 【活動指標(アウトプット)】 地方自治制度の見直し等 【成果指標(アウトカム)】 地方自治法等の改正等(平成26年12月1日追記)	0004	
(2)	地方分権の振興に要する経費(平成20年度)	211百万円 (208百万円)	246百万円	211百万円	—	地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄を考案した都道府県に対し、事業に要する経費の一部に対する交付金を、予算の範囲内で交付するもの。 【活動指標(アウトプット)】 交付団体数:6団体 【成果指標(アウトカム)】 各都道府県による地方分権及び地域活性化の一層の振興	0005	
(3)	市町村の合併円滑化に必要な経費(平成13年度)	4,319百万円 (3,920百万円)	3,539百万円	2,797百万円	2	旧合併特例法の期限(平成18.3.31)までに合併した市町村の「市町村建設計画」に基づく事業に対し、計画の期間中(概ね10年)に、旧市町村の人口に応じ、旧市町村あたり6千万円~3億円を合算した額を補助。	0006	
(4)	地方議会の活性化に要する経費(平成25年度)	—	18百万円	15百万円	1	地方議会に関連する資料の収集・分析を行うとともに、地方議会が抱える課題等を検討する学識経験者からなる研究会を開催する。また、地方議会の一層の活性化に向け、地方議会議員、事務局職員等を対象にシンポジウムを開催する。 【活動指標(アウトプット)】 シンポジウムの開催回数及び研究会の開催回数:9回(平成26年12月1日追記) 【成果指標(アウトカム)】 地方議会のより一層の活性化	0008	
(5)	新たな広域連携の促進に要する経費(平成26年度)	—	—	129百万円	1	新たな広域連携のモデルとなる取組を行う地方公共団体に対して、地方中枢拠点都市を中心とした圏域等における連携体制や事業の構築等について委託調査事業を実施し、当該事業を踏まえ、先行的なモデルを構築する。 【活動指標(アウトプット)】 事業実施箇所数:11件(平成26年12月1日追記) 【成果指標(アウトカム)】 調査の結果、新たな広域連携の先行的モデルとして確認がなされた案件数:11件 (平成26年12月1日追記)	新26-0001	
政策の予算額・執行額		7,363百万円 (6,666百万円)	4,041百万円	2,679百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						第百八十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成26年1月24日	八、地方が持つ大いなる可能性を開花させる(元気な地方を創る) 「第二次地方分権改革の集大成として、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。」 「行政サービスの質と量を確保するため、人口二十万人以上の地方中枢拠点都市と周辺市町村が柔軟に連携する、新たな広域連携の制度を創ります。中心市街地に生活機能を集約し、併せて地方の公共交通を再生することにより、まち全体の活性化につなげてまいります。」

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。